

審議会議事録（平成22年11月10日開催）

開会から会長あいさつまで

- ・事務局開会あいさつ
- ・会長あいさつ

議事1) 水道広域化促進事業(補助)について (資料1)

会長 本日は、水道広域化促進事業(補助)についての事前評価報告書(案)を資料1により、水道ビジョンの現況、課題について資料2及び資料3により説明があります。まず、資料1により事前評価報告書(案)の説明をお願いします。

事務局 水道広域化促進事業事前評価について資料1により(説明)

会長 この(案)でよろしいでしょうか。

委員 前回の会議を欠席したので、質問が重複するかもしれないし、基本的に反対意見でもないことを前置きして質問いたします。資料1に費用便益比の算出結果がありますが、上の表の6項目の便益に対する割合を教えてください。

事務局 計算に時間が必要です。

委員 後でいいから、教えてください。

委員 便益と費用の関係だが、費用とは投資のことだと思うが、便益は事故が減少する、特に地震の時に有益であるという説明ですが、民間の感覚だと、投資すればどれだけの利益があるかが焦点となり、その利益剰余金と減価償却費が、次の投資の原資となる。この補助事業に関しては、利益ではなく事故が減少する等といったことが、便益性となっているし、補助金及び出資金分については減価償却費に計上されない中で、将来的に補助金がなくなった場合に更新できるのか、民間的には、減価償却費と利益の内容が投資判断となるが、今回の説明は、事故が少なくなる等が便益ということですが、これでうまく運用出来るのか、それとも収支の評価が違うのですか。

委員 今、言われた減価償却費というのは、補助事業が終わった後の減価償却費のことですか。

委員 補助事業に関係なく、毎年、減価償却してそれが次の投資の原資になるということですね。

委員 それは公営企業法の経営の方法についてで、今回の補助申請での業務とは別の問題である。私の理解では、減価償却は地方公営企業法に基づききちんに行われている。それが最終的に引当金になっているか、

未処分利益剰余金として計上しているかは固定されていない。その訳は、未処分利益剰余金は民間では課税対象であるが、公営企業では課税されないためであるが、どちらにせよ減価償却はきちんと行っている。但し、組合が引当金にしているか、未処分利益として処理しているかは承知していない。

委員 私がいいたいのは、財務体質としてこの補助事業を行うことによって、減価償却費なり利益剰余金が生まれるのかが知りたい。補助事業申請はこれで構わないが、その結果として、財政的にどうなるのかということです。

委員 それは別個の問題ではないか。この事業を実施しないと水道事業として維持できない。補助事業があってもなくてもこの事業は実施しなければいけないというのが前提にあるのではないか。それに対して、補助金が貰えるか否かについて議論しているのだと思う。

事務局 委員の言われていることについては、改めて財政計画を検討する際に、補助金を受けた場合と外した場合とを提示し、議論いただきたいと思えます。今回については、広域化促進事業の事前審査として効果があるものとして前回会議で一応の理解を得たが、最終的に調整したので確認の意味も含めて、再度説明させていただいた。また、前から言っているとおり事業内容もこれで固定されたものではなく、今後の審議によって加わるもの、変更となる事業がでてくるが、当座のところ、この形で申請することをご理解いただきたい。

会長 先程説明があったように、地震が起きれば、即座に収入減が生じる。それを建設投資することによって被害がなくなれば効果が、お金の換算すると1.57倍だけ便益があるという結果なので、それが厚生労働省の補助事業に値するかどうかの申請書として良いのかということだと思う。

事務局 便益比の割合が出たので報告します。耐震化による断水被害額の減少分が17.2%、地震時の復旧工事費の減少分が0.1%、漏水損失額の低減額が16.5%、維持管理費の低減額が9.5%、機械電気機器更新による断水被害額の減少分14.5%、未普及地域解消による井戸の建設・管理費の支出回避分42.2%となっています。それと、この補助事業は事業統合の創設認可書にある10年間の事業予定から補助事業に該当するものを抽出していますので、それ以外の事業は含まれていません。

委員 未普及地域解消による井戸の建設・管理費の支出回避分が一番割合が多いようだが、井戸の建設・管理費というのは水道が負担するということですか。水道との関係は何ですか。

事務局 この事業で新たに配水管を敷設することにより、本来井戸を掘る必

要のあった方が、その経費を回避されることを換算したもので、水道事業で負担する意味合いではなく、拡張することによって井戸を掘る必要がなくなった地域の経費回避分の合計であるということです。

会長 それによって、収入金額が増えるという便益性は含まれているのですか。

事務局 住民の支出が減るのを便益として計算したならばこの金額になるということです。

会長 厚労省の算定基準はそういった経費も認めているわけですか。

事務局 資料にも書いているように「水道事業の費用対効果分析マニュアル」に沿って算出しておりますので、当然認められたものです。

委員 非常に遺憾に思うが、過去性でいうと非常に低いように感じる。確かにマニュアルに従って行っているので問題はないと思うし、この問題ではなく、どちらかというと厚労省の問題だとは思いますが、これでいいのかなと感じる。

事務局 そういった便益を見ないと補助事業の対象とならないのが現実である。

委員 そういった仕組みそのものがおかしい。ここでいっても仕方ないことですが。

委員 国は国民負担をトータル的に考えているのではないか。水道事業者に負担が掛かるものと住民に掛かるものでトータル的にコストダウンされれば良いという判断ではないかと思う。

委員 それは理解できるが、それにしてもまだ別の方法があるのではないかと感じる。

委員 水道管を伸ばしたコストと井戸を掘ったコストを比較して算定するなら分かるが、井戸の建設回避分だけを便益として計上するのはおかしいと思う。人口密度が高い所は効果的だと思うが、低い所は効果が薄いのではないか。マニュアルがそうっておればしかたないことですが。

委員 水道の未普及地域を解消し水道水が利用できることは、地元住民にとって大きな便益であり、国がそこに趣を置いていることは、生活者としては理解できる。

事務局 JR福間駅東地区で再開発を行っていますが、あそこも未普及地域になるので、そこも含めたところで40%という数値が出たのではないかと思います。

会長 普及率により収益性があがるということですか。

事務局 結果的には、料金収入があがっていくことも換算されているのではないかと判断している。

会長 便益ですね。それでは、それに対する費用は何ですか。

- 事務局 建設費が該当します。
- 委員 新たな団地開発を街の真ん中で行えば、それほどの投資がなくても済み、収益があがる。福間の場合も現況は田畑であるが、それほど投資しなくても水道が整備出来る環境だから便益があるということだ。
- 委員 この数値で気になる点があるが、自分が住んでいる地区で水道が未整備の地区があって、市に整備のお願いにいった。管の延長で40mから50m位で対象世帯が3件であったが、市としてはここを延長しても利益があがらないので出来ない。将来的に建て込んでくれば検討するという回答であったので、それぞれが井戸で生活されているが、この現状と今の説明が噛み合わないと思うのだが。
- 委員 断られた場所は条例に定められた給水区域以外のところではないのですか。
- 事務局 給水区域内ではあるが、以前その周辺を整備する際に、当時の関係住民がここは水道が必要ないという意見から整備していない所に、後から入ってこられた方から整備の要望があったので、出来ないとお答えした。
- 委員 受益者負担金を取って整備すれば良かったのではないか。
- 委員 受益者負担金は誰もが加入する時に払っているのでは。
- 事務局 受益者負担金とは水道加入金ではなくて、工事負担金を意味する。当時、福津市も工事負担金の制度が、うまく運用出来ていなかったことは否めないが、採算ベースに合わない所の整備は、市が積極的に出来ないこととお答えしたと思う。
- 委員 このことと、別個の話ですか。
- 事務局 計画されていた未普及地域の整備について、今回の補助対象となるものを当てようということで、委員が言われた個所を整備するということとは違うことで理解していただきたい。
- 会長 6番目の項目がこのままで良いかということが問題となっているが、これを外すと補助対象とならないのでは困ることだが、たとえば、未普及地域解消による井戸の建設・管理費の支出回避分が、独立して行っていた簡易水道を本管引き込むことによって直接給水できるとか、市が持っていた簡易水道を無くすというなら分かりやすいが、この部分は、個人が払うお金をこれに当てようとかは、国の政策にあるにしても、その割合が42%というのは、内訳を出した時に査定官の印象としてはどうかと思う。
- 事務局 コンサルも同席していますので、専門的な知識で説明していただきます。
- コンサル 未普及地域解消による井戸の建設・管理費というのは、先程説明があったとおり「水道事業の費用対効果分析マニュアル」に沿って行っ

ているということが一点、それと実際にこの事業を実施するに当たり、配水池を増量したり、管路を敷設することによって未普及地域の一部または全部の回避が見込まれる。その効果をどうやって計測するかというと、水道と同じような水量、水質、水圧が得られるような、水道以外の代替的な施策を行った場合に、それをお金に置き換えて予測するという事になっている。ここは解釈が非常に難しいところではあるし、水道の代替施策というのは現実的には存在しない。ということで苦肉の策で井戸の建設や管理費に置き換えて計測するというのがマニュアルに掲示されている。

会長 単純に普及率上昇により水道収入が増加したといったことではないのですか。

コンサル はい、違います。水道施設を敷設したことによる効果を計測するというのが便益になっております。

委員 補助採択をするためのひとつの指標ですから、ここでその是非を議論するのはどうかと思う。指標は厚生労働省が定めたものだからどうしようもない。私共は補助申請が厚労省に認めて貰えるか、認めて貰いたい事業が必要かどうかを議論するのが今の立場ではないか。

委員 補助金を貰い投資をした結果、財政状況が悪化して、将来的に料金値上げということがないように検証はしなければいけない。

事務局 補助金を貰わなくても実施しなければいけない事業を基本的に積み上げている。つまり、統合時点では必ず実施する計画のもので、まだ、広域化促進事業の補助制度が確立されていなかったので単独事業又は起債事業で行うこととしていた。統合後に国が広域化の誘導政策として新たに設けた補助事業であり、その基準としてB / Cが1 . 0以上であることとなっていますので、そういう意味で創設された補助制度であることで理解いただきたい。

委員 統合した時に実施しなければいけないということではなく、統合した時に実施したほうが効率的である業務ということですか。

事務局 統合前に両市が持っていた計画も有りますし、共同配水池のように統合後に実施したほうが効果的であるといったものもあります。統合する折に10年間の財政計画を立て、その間健全経営が保てるということで統合した訳ですが、その中の投資事業を全て単費で行うとしていたものが、井上が申しますように3分の1の補助を受けれるようになったことで、その予定した財源が他の事業に回すことも出来ますし、料金体系を緩和することにも繋がってくるということで理解いただきたい。

委員 補助金を貰うことによる効果がどこにどれ位あるかが知りたかった訳で、金額的ではなくて効果がどの割合になっているかということで、

効果があるということ自体は私は認めているので、その割合が知りたかったということです。それから言うと耐震化の被害額等が一般生活者から見ると一番不安な部分なので、それに対する割合が大きいのかなと意識したからお聞きした。6番目の項目も住民の環境が良くなるということからこの割合も妥当ではないかと感じた。

委員 2ページの表ですが、今度の補助事業は合併を後押しする事業ということですが、イの統合関連事業は後押しするが、アの経年施設更新事業は、合併してもしなくてもやらなければいけない事業だと思うが、そんな事業も採択されるのか、そういうシステムに補助要綱はなっているのか。

事務局 そこが国が広域化を進めるための「飴」の部分だと思います。今まで、補助対象とならなかった管種や口径も、広域化促進事業では認めるメニューになっている。

委員 用水供給事業者と末端給水事業者との縦の統合は、宗像が全国で初めてではないか、末端と末端、用供と用供は例があるが、縦系列はあまり聞いたことがない。そういう意味で、早く申請すれば、推進する国は喜ぶ話だ。

事務局 今までなら、団地内の細い道路部分は50mm位の小さな管で、補助対象とならず全額単費で行っていたのが、この補助事業では要件が緩和されて対象となる。つまり計画的にしなければいけなかった事業、しかも単費で行う予定のものが国から3分の1補助金が入ってくるメリットがあり、それが積み上がって料金に反映されるものだと思っています。

委員 40年後には、更新しなければいけない。減価償却費がないのに。つまり、補助金があるから次々に事業を行うだけでなく、将来的な収支を考えて実施しないと大変なことになる。

事務局 補助事業を実施するうえで資本単価というものがある。従来の補助要綱では資本単価が130円を超えた団体でないと対象とならなかった。統合前で、宗像市が120円、福津市が95円程度だったので採択要件から外れていた。但し、今回の補助事業では90円以上ということなので採択を受けることができる。また、課長が説明したように、管種、口径問わずに水道施設なら対象となるので、この補助事業を活用したいということです。

委員 資本単価とはどういったものですか。

事務局 過去20年間の減価償却費の合計と起債償還額の合計を合算したものを20年間分の有収水量で除した金額になります。つまり減価償却や起債償還額が大きい、どちらかというとなりが厳しい団体に国は補助していた。

委員 経営状態が悪いと補助しますよということは、収支的には逆ですね。投資をすれば資本単価が高くなるので補助しますということは、将来的に補助してもらえば良いが、途中でストップしたら自治体は大変なことになる。

事務局 宗像地区事務組合は、単価が130円を下回っていますので、将来的にも、国庫補助を受けにくい団体であるが、今回の補助事業は単価が90円以上という要件なので、通常は該当しないものが、10年間は補助を受けることができるということです。

委員 合併との関連はどうなっているのか。合併によって採択を受ける分と、単価が下がって受けられる分があるのですか。

事務局 合併した団体だけが対象です。

会長 今の説明をもって、審議会としては報告書(案)が「問題なし」ということでよろしいでしょうか。

(意見なし)

会長 次に、水道ビジョンについて事務局の説明を求めます。

事務局 水道事業に関する現況・課題の補足説明を資料2により説明。

委員 発想が水道側の立場で書いてあるが、水道の取水口を下水の排水口の上から取ろうとすることを一生懸命検討していることは理解が出来るが、放水口を道端に埋めて、川端堰の下に出すことの議論がはいっていない。

委員 東郷橋で造ったときに水がたらない。河東橋や下水の放水口を動かして、もう少し下の方でも、八並川や山田川は農業用水も問題ないので、充分水量は取れるのではないか。

事務局 下水処理施設等の改良については、組合で直接整備出来るものではないので、今回は検討しておりません。

委員 自然流化で大丈夫なので管路の問題だけだと思う。但し、そうした場合は水量が足りないと聞いている。下水の中身は我々の汚物の汚水を含めているような水が混ざっている。それは防災の役目だったり汚水を希釈する役目を持っており、それをストックすることは釣川全体の流量が足りなくなるということを知った。だから下水道部門と連携して、皆さんに納得のいくような説明をお願いしたい。多々良川で取水口を移動した例もあるので、市民は関心があるところなので、きちんと説明が必要ではないかと思う。

事務局 建設した当初に2つの問題があって、今言われるように、下水の処理水を直接釣川の下流に持っていた方が良いのではという案があって、ひとつは、当時はまだ宗像市と玄海町が合併していなかったもので、どうして玄海町に持ってくるのかという意見が出たことと、もうひとつは、副会長から話があったように水量が足りない。小さな河川である

ので、下水を流した状態で、ちょっと雨が降らなければ取水できない状況にある。現在は宗像市がひとつになっているので、住民感情の部分はかなり緩和されていると思われるが、水量的な問題は残っている。川端堰で3cm以上越流した水、1,800トン流して余った水が取れる。日に25,000トンの水利権はあるが、付帯条件として、3cm以上越流したものだけしか取水出来ないの、今言われている下流からの取水では水量が足りない。

会長 北福導水から10,000トン水がくるわけですが、浄水場の規模が違うので何ですが、それに伴い大井浄水場を廃止することになっているものを、釣川の水が足りないというのなら他に振り替えることは考えられないのか経費的に無理な話ですか。

事務局 水運用に関しては今後、議論していただきたい。例えば、東部浄水場の半系列を廃止しようとか、釣川の水を少なく取って、北福の水を増量しようとかといったことについて論議していただきたい。

委員 その時は水質が問題だと思う。汚水処理水は水質が良くないとするのか、今の化学処理をすれば問題ないとするものか、単に住民感情によるものなのか、そうでなければ、多少経費を費やしても他の方法を考えるべきではないかと思う。

事務局 資料2で説明したように、浄水処理は高度処理によって問題のない水を供給している。ただ、原水は下水処理場の処理水は窒素、リンの濃度が高く、それを取水すればアオコが増えたり、生物が増殖するので、浄水処理の際に苦勞が多い。出来れば良い水を取水すれば緩和されるが、現実的には厳しいと判断している。

会長 大阪でも高度処理により水がおいしくなったということを聞いている。浄水の技術は問題なくあると思います。

委員 原水がないというのは北九州市から水が貰えることで状況が変わってます。北九州から水を貰うことにより、釣川の取水量が少なくて済む。10,000トン来るわけだから。大井ダムを廃止することになっているが、継続すれば下水の処理水を使わなくても済むのではないか。この考えは経済的にはどうですか。

事務局 それを行うとすれば、大井浄水場を更新しなければいけない。そのためには数十億の投資が必要なので、経済的に廃止したほうが効果的だということで現在進んでいます。

会長 大井の水は、川端堰の下流から取っているのですか。

事務局 川端堰より上流で下水処理場より下流から取水しています。

委員 そうすると、水質の問題だけですね。

会長 資料3の説明をお願いします。

事務局 現況、課題総括表及び今後の考え方について資料3により説明。

委員 環境のところ、水だけに限らず、それに付随した山の保全についても、ビジョンで触れたほうがよいのではないか。

委員 水資源の涵養ということであげてはどうか。

事務局 先程から話が出ている原水の水質改善のためにも、水源涵養として山の保全は大切なものと判断している。水道事業者として直接事業できる部分ではないが、何らかの形で検討していきたい。

委員 環境の中に漏水量が多いとなっているがこれは環境ですか。

事務局 水も資源ですから、無駄な水を無くそうという観点から環境に分類されていると判断しています。

委員 ビジョンの区分は国の指針で決まっていることだと思うが、「国際」というのは非常に大きな課題であって、それよりも低廉な水や経済性というのが市民の関心のある部分であるので、経済性について記述したほうが良いのではないか。

事務局 委員が言われた経済性については、3番目の「持続」、将来も変わらない安定した事業運営の区分に入っています。

委員 持続ということは、高い料金のまま持続するということですか。

事務局 健全経営を保つということが第一である。そのためにコスト縮減を図り、効率的な施設更新を行うことにより、最終的には料金の低廉化を図ることが出来ればベストであるし、それに向かって邁進しなければいけない。ただ、その根拠もなく料金だけを下げると経営に大きなダメージを与えることになるので、そのあたりを充分検証しながら、事業計画、財政計画、更に料金改定を行う必要がある。

委員 そうすると「持続」よりも「健全性」というか「経済性」に趣きを置いたらどうか。

事務局 健全な経営を続ければ「持続」するという位置づけです。

委員 だから「持続」より「健全」のほうが良いのでは。

事務局 「持続」とは国が出した水道ビジョンの柱のひとつですから、これに沿って議論していこうとするものです。

委員 国際貢献というのもその柱のひとつで、いま流行している課題である。

事務局 これから策定していく組合のビジョンも、この枠組みに沿って検討していくことのご理解も得たい。

委員 国はそうかもしれないが、国が言っていることが全て正しいのかという疑問がある。むしろ地方から、たとえば「持続」という言葉は曖昧なので「健全化」というほうがアピール性が高いと思うので、逆に地方からそういったことを発信することが大切ではないか。国のルール、マニュアルに縛られることなく改善する意思が必要ではないか。

委員 タイトルそのものは後で決めれば良いのでは、まず中身を議論しま

しょう。

事務局 考え方、分野ではこういう見方がありますよというレベルに留めて頂いて、組合の水道ビジョンとして、こういった言葉が適切かは、今後、案ができたところで見えていただくということによろしいでしょうか。

会長 国も注目している事業なので、それがアピールできる内容であれば望ましいと思う。

それでは、宜しければ水道ビジョンの話は終わりたいと思いますが、後は、結論というか、これを基に纏めていただけということで今日のところは終了してよろしいでしょうか。

事務局 他に質問がなければ、提出している課題総括表に基づきまして、基本理念や分野ごとの基本方針を提案させていただいて、ご審議いただきたいと考えております。

委員 先程、3件分の配管整備が出来ないという話があったが、住民としては満遍なく水が来るのが願いであるのに、整備出来ないのかなど。水道事業も住民の生活を支える基盤になっている以上、住民が満遍なく水を使えるような方向を目指していただきたい。確かに事業的には、マイナスだし儲からない世界かもしれないが、生活をする立場からしては、市民が一律に利益を得ることを目指してほしい。

委員 標準的な受益者負担金、工事負担金のあり方について、料金体系の話の時に詰めていけばいいのではないかと思う。

事務局 統合後は8割の自己負担をいただいて整備しています。

会長 統合後の普及率はどの位ですか。

事務局 平成22年度で90.2%と予測しております。

委員 水道普及率は、地元にもものすごく良い水があれば普及しない。宗像市でも上水道はいらぬという地域がある中で90%を超えていることは、行政が推進していないということにはならない。宮若市は上水道はない、下水道、工業用水はあるが上水はないという変わった町もある。

会長 それでは、今後資料3によりビジョンの具体化を進めていくということで本日の会議は終了いたします。